

基本構想(まちの将来像・地域コンセプト)

水と森と人が共に輝き、活力あふれる自立したまち



まちづくりの基本目標(まちの10年の計を考える)

環 人と自然が共生するまちづくりを進めます
～豊かな自然を守るために～

まちづくりの柱
自然環境の保全と活用／循環型社会の構築

活 まちに活力・活気・雇用を生み出すまちづくりを進めます
～元気なまちをつくるために～

まちづくりの柱
観光と農業を柱とした地域活性化の推進／雇用・新産業の創出／足腰の強い産業育成

暮 誰もが安心して暮らせるまちづくりを進めます
～生き生きとした生活を送るために～

まちづくりの柱
保健医療体制の充実／地域福祉の充実／子育て支援／生活基盤の向上／安全・安心の確保

育 豊かな心を育て、文化を大切にするまちづくりを進めます
～健やかな生涯を送るために～

まちづくりの柱
学校教育の充実／社会教育活動の推進／文化・スポーツ活動の推進



まちづくりの基本手段(基本目標を達成するための下支え)

人 まちづくりに興味と関心を持ち、行動する人を育てる仕組みを作ります

まちづくりの柱
人材育成・人づくり・人材の確保／まちづくりを支えるネットワークの形成・交流活動支援

公 誰でもまちづくりに参加することができる場や体制を作ります

まちづくりの柱
ともに汗をかき進めるまちづくり／時代に即し、透明度の高い行政運営

今月は、基本目標の1つめ「環 人と自然が共生するまちづくりを進めます」について、次ページから紹介します。

あなたの力が必要です



10年後 みんなで輝くために

広報でしかが4月号でお知らせしたとおり「第5次弟子屈町総合計画(計画期間/2012年度～2021年度)」が策定されました。

本計画では、10年後のまちの将来像(基本構想)を「水と森と人が共に輝き、活力あふれる自立したまち」とし、実現のための4つの基本目標と2つの基本手段を定めました。これらについては、広報でしかが6月号に折り込んだ「第5次弟子屈町総合計画(ダイジェスト版)」でご覧いただけます。

将来、まちがこの目指すべき姿を達成するためには、私たちが手を取り合い、行政と町民の皆さん、関係機関などが協力していくことが大切です。

今月から数回にわたり、基本目標と基本手段実現のための前期実行計画や具体的な事業計画についてお知らせしていきます。

第5次弟子屈町総合計画の前期実行計画



景観緑肥のヒマワリ



毎年行っている屈斜路湖への魚の放流事業



昨年川湯中学校で行われた環境学習

まちづくりの基本目標

環 人と自然が共生するまちづくりを進めます ～豊かな自然を守るために～

本町は、65%が国立公園区域内にあり、摩周湖や屈斜路湖、硫黄山などの美しい湖や雄大な景観、川湯温泉や摩周温泉、豊かな森林と水資源などの自然条件に支えられ、観光や農業を中心に発展してきました。

豊かで恵まれた自然環境は本町に与えられた宝であり、地域の資源として次世代へ残していくことと健全に活用していくことは、地域の持続的な発展を目指す私たちの使命です。

自然環境を適正に保全・管理し、健全な活用を組み合わせ、人と自然が共生する循環型のまちづくりを進めます。

まちづくりの柱・施策(前期実行計画)・施策メニュー

自然環境の保全と活用

※下線部分については、5ページ下「用語の説明」参照。

施策	施策メニュー		協働方針
守る自然と活用する自然との調和	屈斜路湖の適正利用	屈斜路湖の自然環境を保全するため、町民・関係機関・受益者など多様な関係者による検討を進め、適正利用のルールを確立します。	
		魚の枯渇を防ぐため、放流事業を継続して実施します。	
	大気・水・土壌の汚染対策	環境保全への意識を高めるため、研究機関による調査結果や公害に関する知識の普及啓発に努めます。	
		河川や湖への排水流入の低減に努め、町の水環境の保全を図ります。 屈斜路湖の水質調査を継続して実施し、酸性化などの現状把握や水質汚染の監視に努めます。	

施策	施策メニュー		協働方針
適切な風景形成の推進	統一感を持った全体風景指針づくり	景観法・北海道景観条例など関連する法令に即した景観施策の見直し・策定を進めます。	
		優れた自然景観と調和の取れた農業景観を創出するため、景観緑肥作付けや農家沿道の景観づくりを推進します。また、農地の荒廃を防止するため、農業関係機関との連携体制を強化し、離農や耕作放棄地、未立木地の発生を食い止めます。	
景勝地の保全と整備		摩周湖世界遺産活動や阿寒国立公園名称変更に関する今後の方針について、検討を進めます。	
		研究機関による摩周湖、屈斜路湖に関する学術的調査を継続して支援し、調査結果の公開周知・活用に努めます。	
		阿寒湖国立公園計画の施設計画などに即した景勝地の保護と利用施設の整備、活用に努めます。	

用語の説明

- ゾーニング/用途地域の指定など、地域・地区によって土地の利用を面的に規制していくこと。
- エコツーリズム/自然環境のほか、文化や歴史などを観光の対象としながら、その持続可能性を考慮する旅行やレクリエーション。
- グリーンツーリズム/緑豊かな農山漁村地域で、自然や文化、人々との交流を楽しむ、滞在型の旅行やレクリエーション。
- マイスター制度/特定分野において、職人やプロフェッショナル(専門家)などを認定する制度。
- 景観緑肥/緑肥とは、栽培している植物を収穫せずにそのまま田畑にすき込み、植物と土と一緒にして耕して、跡から栽培する作物の肥料とすること。景観緑肥は、ヒマワリやコスモス、シロカラシなど、景観に配慮した緑肥のこと。

施策	施策メニュー		協働方針
守る自然と活用する自然との調和	適正な保護と活用のゾーニング	本町独自の土地・施設利用計画を策定し、自然地域の適正な保護と活用を目的としたゾーニングを構築します。	
		自然地域の適正な保護や生活環境との調整を図りながら、農地や森林の保全に向けた計画的な土地利用に努めます。	
	土地情報の管理	地籍調査の成果を、ゾーニングなど土地政策の基礎資料として有効活用するため、地図情報のシステム化を進めます。	
	エコツーリズムの推進	豊かな自然環境を「保護」と「活用」により持続させるため、エコツーリズムを推進します。	
	環境教育の充実	各学校で定める環境教育全体計画により、児童生徒への環境教育を推進します。	
		学校、企業・団体で、環境教育指導者の育成を図ります。	
	野生動植物対策	野生動植物との共生に向け、有害駆除の実施や、食材などへの有効活用を図ります。	
		町内に生息・自生する希少種と外来種について、現状把握を行い、対策を講じます。	
	森林資源の保全と活用	森林保全に必要な業務施行・地域活動を支援し、森林の保全と活用の推進を図ります。	
		間伐材の活用など収益事業の創出などにより、森林経済基盤を安定させて、森を守ります。 植樹祭などの森林づくり活動を継続して実施し、森林に対する興味・関心の高揚を図ります。	
保全と活用の担い手の育成	環境保全をエコツーリズムやグリーンツーリズムによる観光振興と連動して推進するために、マイスター制度やガイド育成などによる人材育成を図ります。		

協働方針について

町民の皆さんの協力や参画を得て、主に行政が取り組む協働



町民の皆さんと行政がこれまで以上に協力しながら進める協働





総会であいさつする徳永会長

てしかがえこまち推進協議会（会長・徳永町長）の総会が5月27日、役場で開催されました。総会には会員約40人が出席。平成23年度事業決算報告と平成24年度事業計画を承認しました。

新年度は、地域の持続的な発展に寄与するため、さまざまな事業に着手。また、構成団体や、さまざまな組織との連携を強化し、地域づくり団体としての的確な事業推進を進めること。「誰もが自慢し、誰もが誇れる町」を目指し、本町観光振興のさら

えこまち推進協 40人で定期総会

昨年度活動の総括と新年度の取り組みを承認

なる活性化を図るための事業を行うことを確認しました。新規事業としては、エコトリズム推進部の「てしかがスタイルのエコトリズム推進方針策定」や、女性部会の「てしかがキラリスポット」などを決定しました。

徳永会長は「成果として環境省からのエコトリズム大賞優秀賞を受賞し、全国から注目されている」とした上で「観光まちづくりのトップランナーとして未来を見据えた地道な取り組みはもちろん、喫緊の課題解決に向けてのさまざまな取り組みや活発な議論を引き続きお願いしたい」と訴えました。

引き続き、来賓としてお祝いに駆けつけた、北海道釧路総合振興局の村井悟局長、八幡豊行町議会議長がそろって祝辞を述べました。

総会では平成23年度の事業報告として、80回を超える部会の開催や「てしかがえこまちジュニア事業」「メイドin てしかがガイド」をはじめとする各種事業実施を報告。平成24年度は、昨年度からの継続事業を主体とし



熱心に語る講師の山田さん

て取り組んできた「てしかがスタイルのエコトリズム方針策定」などの予算案、事務局が専門部会長会議や役員会を経て提案した各議案について審議し、その全てについて全会一致で承認しました。

終了後、引き続き行われた記念イベント「どあつと未来転換フォーラムV.012」では、NHK釧路放送局ディレクターの花岡利一さんが「私の感じたえこまち推進協」と題して講演。その後、町内で活躍されている4氏から活動の内容や当町の弱点などについての意見発表があり、本町の将来像や協議会のあり方などについて、参加者との意見交換が行われました。

弟子屈高校

目指せ観光甲子園本戦

弟子屈高校（宮嶋衛次校長）では、総合的な学習の一環で昨年度から取り組んでいる観光甲子園本選への出場を目指し、4月25日、5月25日に観光講座を開催しました。

開きました。観光甲子園は、全国の高校生が地域振興の

ための観光プランを企画して競うもので、今年で4回目。昨年は予選を突破することができませんでした。

講座は3年生が対象で、63人が受講。町の観光担当者や、観光まちづくりアドバイザー・山田桂一郎さんが講師を務め、地域の経済情勢や観光に関わる地域の魅力の再発見について、熱心に聞き入っていました。山田さんは「プラン実施の

効果、採算性、将来性をしっかり研究し「今だけ、ここだけ、あなただけ」という地域性、個性、創造性、そして、付加価値の高さが大切」とアドバイザー。さらに「地元の魅力を再発見し、お客さまや住民みんなの「感幸」を目指して頑張ってください」と激励しました。

同校では「観光プランコンテスト」「観光甲子園」同実行委員会主催へのチャレンジを予定。12月には昨年同様、町民の皆さんへのプレゼンも行う予定です。

村木厚子さん講演会
えこまち推進協UD部会

てしかがえこまち推進協議会ユニバーサルデザイン部会（三木亨部会長）では6月3日、摩周観光文化センターで、厚生労働省元局長で内閣府政策統括官の村木厚子さんの講演会を開催しました。村木さんは同省の郵便不正事件で起訴され、大阪地検特捜部による



200人の聴衆を前に講演を行う村木さん

証拠改ざんの発覚で無罪となつた体験を持つ「時の人」です。「支える、支えられる」と題して行われた講演会には、約200人が参加。村木さんは「共生社会は『全ての国民が性別や障害の有無によって分け隔てなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共に支え合って生きる社会』と考えている」と述べました。ほかにも、高齢者の社会的孤立化をはじめとする福祉関連の話や、自身が事件に巻き込まれ、拘留所に勾留された厚労省の郵便不正事件、関係の裁判などについても詳しく説明し、支え、支えられる共生社会を皆さんと一緒に築いていきたいと思っていると訴えました。

循環型社会の構築

※下線部分については、下の「用語の説明」参照。

施策	施策メニュー	協働方針	
自然資源の有効活用	新エネルギーの活用	「弟子屈町地域エネルギービジョン」を推進し、 <u>雪氷冷熱エネルギー</u> や太陽光発電システムなど、多様な新エネルギー活用の実現を図ります。	
	温泉・地熱の活用	家畜ふん尿のメタンガス化によるバイオマスプラントの実現化を目指します。	
	水資源の活用	豊富な地域資源である温泉・地熱を利用したエネルギー設備の導入制度を検討し、多様な利活用の実現を図ります。	
	ハウス栽培など、温泉・地熱の産業利用について支援を図ります。		
	町内の水資源の把握を行い、保全や利活用に向けた取り組みを進めます。		
	良質な水道水など、豊富な地域資源である水を活用した新事業の確立について検討します。		

施策	施策メニュー	協働方針	
環境負荷の軽減	3Rの推進と適正な廃棄物処理	町民や事業者へのごみ減量化に向けた意識の向上を図り、ごみの発生抑制に努めます。	
		リサイクル資源の適切な回収や分別の徹底について、周知・啓発活動を推進します。	
		不燃ごみについて、関係自治体との広域処理化を検討します。	
	省エネルギーの推進	不法投棄対策として「自然の番人宣言」事業所のさらなる拡大をはじめ、各種普及啓発を推進します。	
		熱源としての再利用に活用するため、農協と連携し、農業用廃プラスチックの適正処理を推進します。	
		省エネルギー活動の先導的役割として、公共施設(建物、街路灯など)の省エネ改修や、公用車のエコカーへの更新を積極的に推進します。	
		一般家庭や民間事業所に対し、省エネルギーの普及啓発を推進するとともに、省エネルギー設備の導入支援制度の構築を図ります。	

用語の説明

- 雪氷冷熱エネルギー／天然の雪や氷を断熱設備のある貯雪氷庫に貯蔵して冷蔵・冷房を行ったり、寒冷な外気を取り入れて氷を作り、その冷熱をエネルギー利用したりすること。
- バイオマス(エネルギー)／家畜ふん尿など生物由来の再生可能な有機性資源。これを燃料などに活用したエネルギーがバイオマスエネルギー。
- バイオマスプラント／各種バイオマスエネルギーを生成する工場。
- 3R/Reduce(リデュース:減らす)・Reuse(リユース:繰り返し使う)・Recycle(リサイクル:再資源化)の頭文字を取ったもので、廃棄物を削減し、循環型社会を構築していくためのキーワードとして広く導入されている言葉。
- 自然の番人宣言／管内の市町村が一丸となって不法投棄などへの対処や、子どもたちへの環境教育に取り組む運動を「自然の番人」運動といい、市町村や学校、事業所などが運動に取り組むことを宣言すること。釧路管内8市町村は、平成18年3月に運動実施の調印を行った。

問い合わせ先／役場企画財政課企画係 ☎ 4 8 2 - 2 9 1 3 (課直通)